

第1号様式（第5条関係）

## 茶室利用申込書

令和 年 月 日

公益財団法人神奈川県公園協会  
県立秦野戸川公園園長 様

申請者 住 所

団体名

氏 名

電 話 ( ) -

(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

公益財団法人神奈川県公園協会茶室管理規程第5条の規定により、下記のとおり申し込みます。

施 設 の 名 称	おおすみ山居 ( 小間茶室 ・ 控の間 )
利 用 の 目 的	
利 用 日 時	小間茶室 令和 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで ----- 控 の 間 令和 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで
利 用 人 員	人
貸 出 茶 道 具	有 ・ 無
責 任 者	住 所 氏 名 電話番号 ( ) -
そ の 他	

令和8年4月

## 秦野戸川公園「おおすみ山居」の利用にあたって

おおすみ山居（小間茶室・控の間）を利用される場合には、以下の事項に留意して利用をお願いします。

### 1. 申し込み・利用時間

利用日の6ヶ月前から6日前までに電話等でお問い合わせの上、所定の申込用紙で申し込みをしてください。

利用時間は、午前9時から午後4時までとします。なお、利用時間には準備、片付けの時間を含みます。

### 2. 休館日

月曜日、火曜日、水曜日 及び閑散期（5月から10月中旬、12月中旬から3月中旬）の木曜日の平日及び12月27日から1月4日までを休館日としています。

また、公園イベントの開催等、茶室の利用状況により、利用をお断りする場合があります。

### 3. 利用料金・支払い方法

小間茶室（三畳向切）水屋付	1,440 円／時間
控の間（十一畳・十二畳）水屋付	960 円／時間

※休憩室、入側（畳廊下）は貸出スペースには含まれません。

利用当日、予約時間分の料金を利用前に現金でお支払いください。

※社会福祉法人の事業活動、障がい者の利用、諸学校の教育活動の利用などでは、茶室利用料金の減免措置があります。

### 4. 車両の利用について

車両の駐車は公園の有料駐車場を利用してください。

道具の搬入・搬出時のみ茶室脇園路への乗り入れは可能としますが、その際における全ての事故について、公園管理者は一切の責任を負いません。

## 5. 利用上の注意

- 1) 利用は時間厳守とします。
- 2) 炉・風炉においてのみ炭の利用を許可いたしますが、それに伴う火の扱いには十分注意をはらってください。
- 3) おおすみ山居の敷地内は禁煙です。
- 4) 利用後は貸出道具、備品を所定の位置に戻し、火の始末をした後、職員の点検を受けてください。
- 5) 貸出道具、備品以外に必要な道具、消耗品は利用者が持参してください。また、発生したゴミは各自持ち帰ってください。
- 6) 利用中に茶室、付属設備、貸出道具備品等を破損、汚損、紛失した際には速やかに職員に報告してください。なお、修復、補充に必要な費用は利用者の負担とします。
- 7) 利用に伴う人身事故および盗難等のすべての事故については、当茶室に故意または重大な過失がない限り、一切の責任を負いません。
- 8) 承認を受けたもの以外の飲食はできません。
- 9) 楽器の演奏は禁止します。また、他の利用者へ影響を及ぼすような音楽を流すこともできません。
- 10) その他、不明な点は茶室職員に確認してください。

## 6. 利用の不承認及び停止

以下のいずれかに該当すると認められた場合は、利用の不承認もしくは利用停止の措置等をとることがあります。

- 1) 秩序を乱し、公益を害するおそれがあると認められたとき。
- 2) 特定の政党や宗教団体等の宣伝のための利用のほか、暴力団員により不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に該当すると認められるとき。
- 3) 入場料を徴収する行為が認められるとき。
- 4) 営利を目的とした行為やこれに類する行為が認められるとき。
- 5) 設備等及び備品を損傷するおそれがあると認められるとき。
- 6) 食事、音曲等の臭いや騒音を発する行為が認められるとき。
- 7) 関係官庁から中止命令が出たとき。
- 8) その他利用させることが茶室の管理上支障があると認められるとき。